

広報

平成30年6月号 ちょうせい



No. 476

【主な内容】

- | | |
|-----------------|-------|
| 改選後の議会構成が決まりました | … 2P |
| アイガモオーナーイベント | … 4P |
| 住民税の納税通知書を発送 | … 6P |
| 健康だいいち | … 10P |



アイガモさんよろしくね。

5月13日、今年もお米の豊作を願って、オーナーのみなさんが一斉にアイガモを田んぼに放鳥しました。

人口	14,458人(+29)	転入	94人
男	7,191人(+20)	転出	58人
女	7,267人(+ 9)	出生	3人
世帯数	6,087世帯(+52)	死亡	10人
5月1日現在 () 内は前月比			

改選後の議会構成が決まりました

村議会改選後、初議会となる平成30年第2回長生村議会定例会が、5月9日に開会されました。

議長・副議長の選挙が行われ、議長に矢部眞男議員、副議長に小倉利一議員が選出されました。

また、各常任委員会の構成は次のとおりです。

(○は委員長、○は副委員長)

◇総務経済常任委員会（8名）

○阿井市郎、○関克也、矢部眞男、中村秀美、小倉利一、
石井俊雄、野口康宏、岩坂研二

◇教育民生常任委員会（8名）

○千葉一雅、○井下田政美、東間永次、門口昭、鈴木博、
塩谷法道、木嶋晴一、岡本高直



小倉 利一 副議長 (3期)



矢部 真男 議長 (3期)



中村 秀美 議員 (8期)



関 克也 議員 (8期)



千葉 一雅 議員 (3期)



門口 昭 議員 (3期)



阿井 市郎 議員 (4期)



東間 永次 議員 (8期)



塩谷 法道 議員 (1期)



石井 俊雄 議員 (2期)



鈴木 博 議員 (2期)



井下田 政美 議員 (3期)



岡本 高直 議員 (1期)



岩坂 研二 議員 (1期)



野口 康宏 議員 (1期)



木嶋 晴一 議員 (1期)

**お出かけを支援します！
福祉タクシー事業について**

村では、タクシーを利用しなければ移動が困難な高齢者や妊産婦等へ利用券（チケット）を交付し、タクシーを利用した場合に、その料金の一部を助成しています。

村で協定を結んだタクシー事業所であれば、乗車料金の支払いがその場で上限150円まで控除されます。

※ご利用には事前に登録が必要になります。対象者である

日 3月末日分→平成31年4月末

1枚毎)につき、利用券の
使用は1枚です。

○福祉タクシー事業の対象者と助成内容

対象者	利用券交付枚数	助成金額
村内に住所を有する次のいずれかに該当する人 ①65歳以上の高齢者で家族の支援(送迎)を受けることができない (日中家族が仕事等により不在で高齢者のみとなる場合を含む) ②70歳以上の高齢者で自動的に自動車運転免許証を返納した ③身体障害者手帳1級、2級または3級の交付を受けている ④療育手帳の交付を受けている ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ⑥要介護認定を受けており、要介護4以上に該当する	年間48枚 (月4枚)	タクシーを利用した際の乗車料金1回につき 1,500円まで
⑦腎臓機能障害を有し人工透析療法を受けている(外出支援サービス利用者を除く)	年間144枚 (月12枚)	同上
⑧妊娠婦(母子健康手帳の交付を受けており、出産予定日から3カ月経過していない人)	34枚(ただし、出産予定日の3カ月後の月の末日まで)	同上

福祉タクシーの疑問に答えま

Q. 協定を結んだタクシー事業所のタクシーを利用しまし

福祉タクシーの疑問に答えます・Q & A

出していただきます。

成金振込先口座の通帳または
キヤツシユカードの「戻し」を提

要になります。対象者である
ことが分かる書類や手帳、助

※助成を申請する場合は、書類等をご提出ください。

審査後、登録申請書に記載された口座に助成額をお振り込みさせていただきます。

①福祉タクシー助成金償還払
交付申請書（様式は福祉課
にあります。）

②タクシーの領収書

③使用していない利用券（領
収書の枚数分）

※申請期限は、翌年度の4月
末日までです。

例　平成30年4月～平成31年

A. 償還払い方式（一度全額を
しまいました。助成は受け
られませんか？
利用者が支払った後、必要
書類を福祉課に提出して助
成を受ける方法）での助成
が受けられます。

なお、死亡した人が亡くなる前に償還払い方式で利用した分については、代理人が申請することができます。

Q. 他の人と相乗りしても良いですか？

A. 利用登録している人が1人以上乗つて入れば、相乗りは可能です。

Q. 1回の利用で利用券を2枚、タクシー事業所に渡しても良いですか？

A. タクシー利用1回（領収書

A. 死亡した人の利用券を家族が利用しても良いですか？
A. 利用できるのは利用登録している人が利用する場合となりますので、他の人が利

病状等のわかるもの（診断書等の写し）を添付して申請し、認定されれば、その状況に応じて必要な期間に限定した利用ができます。※その他、ご不明な点は、福祉課福祉係までお問い合わせください。

Q. 白内障の手術を行うため、車を運転できない期間があります。このような場合はどうしたらいいですか？

A. 白内障の手術や骨折等により運転のできない状態が概ね1カ月以上継続する場合、

問い合わせ 福祉課 福祉係

福祉課 福祉係
(32) 2112

1

アイガモオーナーイベント 放鳥式を開催



【泥だらけになりながらの田植え体験】

5月13日、南部アイガモ農法研究会（鈴木定会長）主催、アイガモオーナーによるアイガモの放鳥式が開催されました。

参加したオーナーは189人。オーナーたちは、役場近くの田んぼでアイガモの放鳥を行いました。

その後、アイガモ農法で栽培したお米のおにぎりや豚汁などが振る舞われ、おいしくいただきました。

昼食後は、希望したオーナー21組を対象に、田植え体験が行われました。参加したオ

ーナーたちは、泥だらけになりましたが、手作業による田植えを体験しました。

また、オーナーのイベントに先駆けて、高根保育所の園



【アイガモとのふれ合い】



【高根保育所園児たちによる放鳥】

児たちによるアイガモの放鳥が、5月10日に行われました。園児たちは、元気なアイガモたちに苦戦しながら、無事に放鳥を行いました。



【アイガモ農法のお米で昼食】



【描いた絵を手に記念撮影】

また、同じ日にドローン教室が6年生を対象に行われました。

この教室は、最先端の技術を体験することで、社会の変化に目を向け、未来を作り出していく児童の育成を目的としています。

授業では、ドローンの性能に関する説明や、どのような業務に使われているのかなどが説明されました。また、操縦体験も行われ、代表の児童が実際にドローンの操縦を行いました。



【ドローンの操縦を体験】

授業では、ドローンの性能に関する説明や、どのような業務に使われているのかなどが説明されました。また、操



【ドローンについての説明を聞きます】

こども宇宙プロジェクト・ ドローン教室開催

おめでとうございます 旭日単光章受章 狩野哲雄氏

狩野哲雄氏（竜宮台自治会）

は、地域住民の厚い信頼を得て昭和57年5月に長生村議会議員に初当選し、以来4期16年の永きにわたり、地方自治の発展に尽力されました。

この間、長生村議会副議長をはじめ教育民生常任委員会委員長、産業土木常任委員会副委員長等、数々の要職を歴任し、各分野にわたって村政の発展に貢献されました。また、16年間の議員経験の中で、特に印象深かったこと

を尋ねると「色々ありましたが、昭和60年に役場庁舎が現在の場所へ移転、新築されたことを今も役場に来ると思い出す。」とおっしゃっていました。

狩野氏は今回の受章を受け身に余る光栄です。これもひとえに諸先輩方をはじめ、多くの方々のご指導、ご支援の賜物と深く感謝しております。今後は受章の重みを受け止めながら、この名誉に恥じること

とのないよう精進してまいります。また、今後も長生村の限りない発展をご祈念申し上げます。」と感謝の意と今後の抱負を述べられました。



【村長から伝達を受けました】

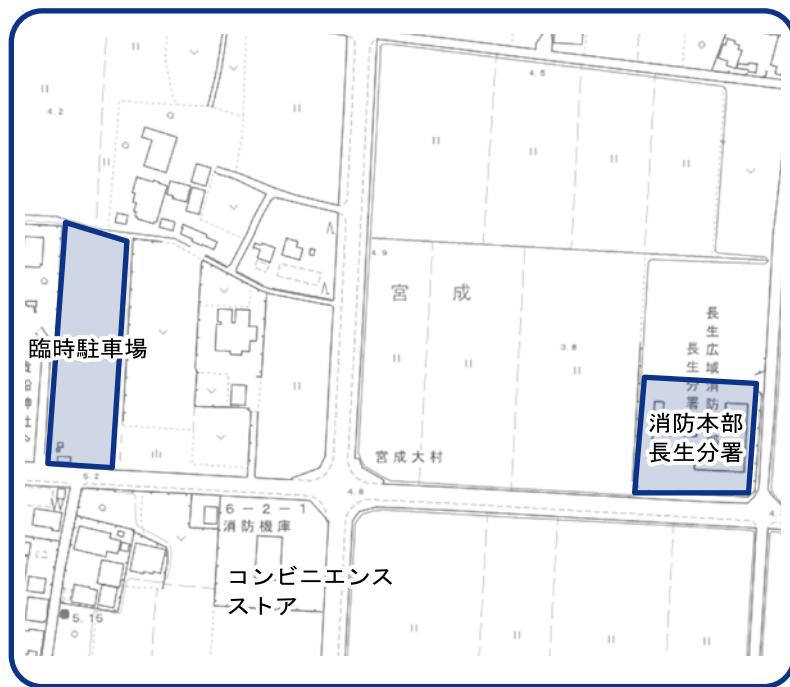
身体障害者相談員・知的障害者相談員に ご相談ください

村では、福祉施策のより一層の充実を図るために、身体障がい並びに、知的障がいをお持ちの人の相談に応じ、必要な指導、助言をしていただき目的で相談員の委嘱を行っています。

○知的障害者相談員	市原 育也 氏	名、知的障害者相談員1名で相談を受け付けています。相談のある人は、役場福祉課まで、お気軽にご相談ください。
-----------	---------	---

○身体障害者相談員	福 市原 育也 氏	名、身体障がい者支援係
問い合わせ	（32）6810	両名とも平成30年4月1日～平成32年3月31日

○消防操法大会臨時駐車場



消防ポンプ操法大会を 長生分署で開催します

6月3日（日）午前9時から

消防本部長生分署にて、第38回第六支団（長生村）消防ポンプ操法大会が開催されます。地域で活躍する消防団員の日頃の訓練の成果を是非ご覧ください。

当日は臨時駐車場を設けますので、長生分署への駐車は

ご遠慮ください。

なお、第六支団では随時新入団員を募集しています。入団に関しては、総務課消防防災係にお問い合わせください。

問い合わせ

（32）2111

総務課消防防災係

お知らせ

住民税の税額決定・納税通知書を送付します

税務課 ☎ (32) 2113

住民税（村・県民税）の納税方法には、普通徴収と給与・公的年金からの天引きによる特別徴収があります。

普通徴収の場合

通知書記載の納期限までに、納付書又は口座振替（振替日は納期限当日）により納付します。
通知書の発送は、6月13日（水）です。

給与からの特別徴収の場合

特別徴収義務者（給与の支払者）が、6月から翌年5月までの給与から毎月天引きし、当該月の翌月10日を納期限として村へ納付します。
通知書は、特別徴収義務者に5月11日（金）に発送しました。

公的年金からの特別徴収の場合

平成30年4月1日現在で65歳以上の人には、原則、年金からの天引きにより納付します。前年度に特別徴収されていなかつた人は年度途中で納税方法が普通徴収から変更となり、10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。



特定計量器定期検査を実施します

産業課 ☎ (32) 2114
千葉県計量検定所 ☎ 043 (251) 7209

千葉県による計量法の規定に基づく特定計量器（ばかり）の定期検査を次のとおり実施します。

検査日時 6月27日（水）午前10時30分～正午・午後1時～午後3時



75歳の歯科口腔健康診査を実施します

住民課 ☎ (32) 2115

産業課 ☎ (32) 2114
検査場所 長生村役場

通知書の発送は、6月13日（水）です。
平成30年度 住民税課税・非課税証明書の交付開始日について
平成30年度の住民税課税・非課税証明書（平成29年中の所得等を證明するもの）は、6月13日（水）から交付を開始します。

証明手数料
1通300円

申請に必要なもの
①申請者が本人又は同一世帯の人の場合

申請者の本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

②申請者が本人ではなく同一世帯でもない人の場合

申請者の本人確認ができる書類及び委任状

千葉県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳となつた人を対象に、歯科口腔健康診査（歯科健診）を次とのおり実施します。

受診期間

6月1日（金）～12月28日（金）

※受診回数は、期間中に限り、1人1回となります。

象となつた人は、お手数ですが住民課までご連絡ください。

健診場所

千葉県内の契約指定医療機関長生郡市内の病院の一覧は受診券と一緒に発送します。

その他の病院を確認したい場合は、住民課までお問い合わせください。

対象者 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの被保険者（平成29年度に75歳になった人）
申込方法 平成30年4月1日時点で対象の人には、役場から受診券が送付されます。
転入などによって4月1日以降対

自己負担額 無料
※歯科健診後の治療に要する費用は有料となります。

▶▶▶ お知らせ

チャリティー・ゴルフ大会の参加者を募集

長生村体育協会事務局（生涯学習課） ☎ (32) 5100

長生村体育協会では、「第13回長生・海を歩こう大会開催」及び「青少年のスポーツ活動の支援」を行うため、第11回チャリティー・ゴルフ大会を開催します。

開催日時 7月26日（木）午前7時（雨天決行）
開催場所 レイクウッド大多喜カンטריクラブ
競技開始時間 午前8時
競技方法 18ホール・ストロークプレー
ペリア方式 東西南スタート
参加費 14500円（プレー費・昼食・パーティー・賞品・参加賞・ロッカーフィー・乗用カート代を含む）

表彰（賞品） 優勝～20位・飛賞・BB・ベストグロス・ニアピン・ドラコン・特別賞・その他

募集人員 200人（50組）
申込締切 7月19日（木）
主 催 長生村体育協会
後 援 レイクウッド大多喜カンטריクラブ・ダイナミック・ゴルフクラブ 茂原



軽スポーツ体験会を開催します

生涯学習課 ☎ (32) 5100

長生村体育館でタッチバレー、ファミリーバドミントンなどの体験会を開催します。一人から参加できますので、お気軽にお越しください。※動きやすい服装、屋内用運

指導者 ところ 長生村スポーツ推進委員
動靴を用意ください。
とき 6月9日（土）、23日（土）午後7時～午後8時30分
ところ 長生村体育館

結婚新生活支援の補助金があります

健康推進課 ☎ (32) 6800

経済的理由で婚姻に踏み出せない世帯を対象に「結婚新生活支援事業補助金」として、婚姻に伴う新生活費用について一部補助します。

対象となる世帯

次の①～⑥の条件をすべて満たす場合のみ

①平成30年4月1日から平成31年3月31日までに婚姻した世帯

②夫婦の双方又は一方が村内に住所を有する世帯

③年齢が夫婦ともに34歳以下である世帯（交付申請時）

④夫婦の合算した所得金額が340万円未満である世帯

※貸与型奨学金の返済がある場合は、所得金額から返済した額を控除。

対象となる経費
 ⑤夫婦の双方又は一方が他の自治体で、この事業に基づく補助を受けたことがないこと
 ⑥夫婦いずれの者も村税等の滞納がない世帯

対象となる経費

- 婚姻に伴う村内での住宅購入費又は住宅賃貸料（敷金、礼金等含む）
- 婚姻に伴う村内への引越費用（引越業者等に支払った場合のみ）

補助金額

30万円（一世帯あたりの補助限度額）

申請書類などその他詳細については長生村ホームページをご覧ください。

外灯の球切れを見つけたら…

球切れや不具合が発生している外灯を見つけたら、まちづくり課までご連絡ください。
問い合わせ まちづくり課
☎ (32) 2116

